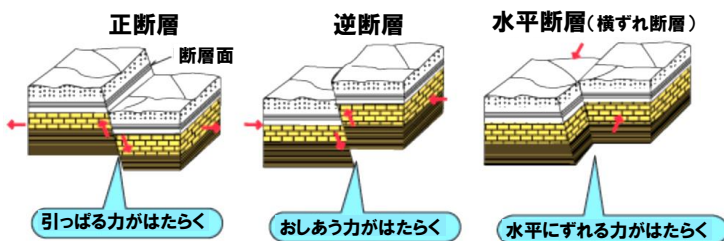




シーダ・ウォーカー

時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。
2024年1月1日16時10分能登半島にてマグニチュード7.6の地震が発生しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災した方々の生活が一日も早く復旧されることを願っております。
さて、地震調査委員会は能登半島北側沖の北東から南西に延びる長さ150キロ程度の海底活断層が今回の震源断層とみられると発表しました。よく解らなかった断層について調べてみました。



(国土交通省)

今回の震源断層は逆断層で半島側の地盤が押し上げられて地盤が隆起しました。地震によって断層が生じるのではなく、断層がさらにずれることにより地震が発生するのです。このような断層は再び震源となる可能性があり、数十万年前から活動を繰り返している断層は活断層と呼ばれます。

日本全国の活断層マップも発表されていますが、あまりにも多く、ここに掲載しても読めないと思いますので興味のある方はネットなどで調べてみてください。

栄養科より今月の一押しメニュー

2月3日(土) 節分の昼食には「太巻き・いなり寿司、つみれ汁」をご用意します。

また2月14日(水)はバレンタインデーということで、おやつに「ガトーショコラ」を予定しています。

寒い日が続いておりますが季節のイベント食などで気持ちを盛り上げ、心も体も元気にお過ごしください。



シーダ・ウォーカー 法律相談

遺産の国庫帰属について

報道によると、2022年中に、相続人がいないために最終的に国に帰属した遺産の総額が約769億円になったとのこと。この金額は過去最高となりました。

人が亡くなると、亡くなった人が持っていた財産は、相続により承継されます。亡くなった人が遺言書を作成していた場合には、遺言書で指定した人に財産が引継がれます。亡くなった人が遺言書を残していなかった場合には、民法の規定に従って相続人に引継がれます。民法では、相続人の範囲は、配偶者や子、子がない場合には亡くなった人の両親または兄弟と定めています。

しかし、少子高齢化にともない、近年は身寄りの無い方が増えています。そのため、親戚はいるものの、亡くなったときに相続人に該当する人は誰もいない、というケースは珍しくありません。

このように、相続人に該当する方が誰もおらず、遺言書も作成していなかった場合には、お亡くなりになった人が持っていた財産は、家庭裁判所での必要な手続きを経て、国に納付されます。上記のとおり、2022年中に国に納付された遺産は約769億円ですが、この額は10年前と比較すると2倍以上になります。

もし、相続人には該当しない親族や、お世話になった知人に財産を引継いでもらうようにするためには、元気なうちに遺言書を作成しておく必要があります。

遺言書の作成は義務ではありません。検討をしたけれどもあえて作成しなかった、という方もいらっしゃる。ただ、遺言書

を作成するかどうかを検討する、ということは、ご自分が築いた大切な財産を、亡くなった後にどのように使ってもらいたいのか、ということを考えるきっかけになります。これから検討を始めるとい方は、弁護士にも一度相談してみたいかがでしょうか。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 惇

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>



シーダ・ウォークは高齢者とご家族を支援する施設です。

- 入所 ①ロングステイ：1か月～
②ショートステイ：1週間程度
- 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

杉並区桃井3-4-9 (荻窪消防署 隣) TEL 03-5311-6262

2024年1月25日発行 vol.199 発行責任者: 吉田晴彦
編集責任者: 落合直樹 発行: 社会医療法人河北医療財団
介護老人保健施設シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL 03-5311-6262(代) FAX 03-5311-6180
<https://kawakita.or.jp/suginami-area/cedar/>





2023年12月

クリスマス会



昨年12月にフロアごとにクリスマス会を開催しました

職員が工夫を凝らし、デコレーションケーキやプレゼントをご用意しました♪♪

皆さまにはとても喜んでいただき、普段とは違う表情が見られました♪😊

